

【参考】

酒田都市計画道路 1・3・1 酒田余目線及び 3・2・3 酒田余目線 に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

本事業の環境影響評価について、以下の意見を述べるものである。

1．道路供用時の道路交通騒音

計画道路周辺には第 1 種中高層住居専用地域等の用途地域に指定されている地区があり、中高層の住居が建設された場合は道路交通騒音の影響が懸念されることから、事業実施段階において、設計条件及び沿道状況を踏まえ、道路交通騒音による影響を高さ方向を含めて検討し、必要に応じて適切な対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

2．工事の実施による騒音、振動

- (1) 工事用車両による騒音については、工事用車両の運行を予定している道路周辺において、道路交通騒音が環境基準値を超えている地域があることから、工事用車両を集中させない等の適切な対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。
- (2) 建設機械の稼働による騒音・振動の予測値が、建設工事による騒音・振動の改善勧告及び改善命令の発動要件である規制基準（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準、振動規制法に基づく特定建設作業の規制に関する基準）に近い値に達していることから、低騒音型建設機械の採用、低振動工法の採用等の適切な対策を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

3．工事中、道路供用時の監視

工事中の騒音及び振動並びに供用時の道路交通騒音について、関係機関と協力しつつ、監視を適切に実施し、その結果を踏まえ適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

4．工事の実施による水質への配慮

最上川での橋梁工事その他の工事に伴う濁水流出については、水質汚濁対策を評価書に記載するほか、十分な監視を行い、水質保全上の問題が生じることのないよう最善を尽くすこととし、その旨を評価書に記載すること。

5．土壌汚染への配慮

盛土に使用される土砂については、土地利用の履歴等を確認し、土壌汚染が生じないようにすること。また、その旨を評価書に記載すること。

6．貴重な動物への配慮

- (1) 計画道路周辺は日本有数のハクチョウ類の飛来地であること、計画道路がハクチョウ類のねぐらとなっている最上川の中州付近を通過することから、工事の実施及び道路の存在によるハクチョウ類の生息環境への影響について、工事開始から必要な期間において調査を実施し、必要に応じて適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。

- (2) 本事業によりメダカの生息地である小水路の一部が消失し、移動への支障が懸念されることから、工事着手前の調査の結果、その生息に影響があると判断される場合には、専門家の指導・助言を得ながら、必要に応じて適切な措置を講じること。また、その旨を評価書に記載すること。